



モバイル網固定電話に係る制度整備及び 最終保障提供責務の発生要件と履行手続に係る 検討の方向性

令和 8 年 5 月
事 務 局

- 昨年5月に公布された**電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律**（令和7年法律第46号）に盛り込まれた**最終保障提供責務の導入**や、これに伴う**ユニバーサルサービス交付金制度の見直し**、**新たな利用者保護規律の導入**等に向け、昨年7月から必要な事項について検討を加え、「速やかに対応が必要なもの」を中心に結果をとりまとめ。

1. 新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い

- **ワイヤレス固定電話**の提供地域について「**原則として光未整備エリア**、個別具体的な事情により**例外的に光整備エリア**でも提供」に見直し

(継続検討) **本日取り扱う内容**

- モバイル網固定電話のユニバーサルサービスとしての技術基準について引き続き検討し、その結果も踏まえ制度化
- ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)は、令和10年度を念頭に、光ファイバの未整備世帯でのユニバーサルサービス化を検討

2. 最終保障提供責務の履行の在り方

- **基礎的電気通信役務台帳**は、固定電話・ブロードバンドとも、**市区町村単位**で作成

(継続検討) **本日取り扱う内容**

- 役務提供の拒否事由(「正当な理由」「特にやむを得ない理由」等)について、今後、具体的な考え方をガイドライン等で明確化
- 近隣電気通信事業者の協力義務の内容等について、今後、ガイドライン等で明確化
- 近隣電気通信事業者の「必要な協力」の対価として支払うべき料金の額は、交付金の算定対象に含める方向で詳細を検討

ユニバーサルサービスの確保

複数の電気通信事業者により、
誰一人取り残されない「通信インフラ環境」を実現

3. ユニバーサルサービスに係る利用者保護規律の在り方

- ユニバーサルサービスの**業務区域の減少等**については、原則として、その**1年前までに周知**を、**周知の30日前までに届出**をそれぞれ義務付け
- **地方における都市部よりも高い料金設定**は、特別の事情のない限り**禁止**することをガイドラインで明確化

4. 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方

- 最終保障提供責務の履行に伴う赤字は、**必要十分かつ合理的な額を交付金により補填**することを基本に検討

- (継続検討)
- 交付金の算定は、光ファイバの整備費(減価償却費)と維持費を対象とし、収入費用方式を基本に今後検討
 - 固定電話の担当支援区域は都道府県又は市区町村で検討
 - 複数の電気通信事業者が電話・ブロードバンドの適格電気通信事業者としての資格を備えうる指定基準を検討

■ これまでの答申(案)を踏まえ、継続して検討することとされた論点は以下のとおり。特に最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度等については、現行の交付金制度等とシームレスな制度となるよう検討を進める。

	電話	ブロードバンド
新制度	検討事項①：最終保障提供責務の発生要件と履行手続 (1) 役務提供確認手続の確立に向けた検討 (2) 「正当な理由」、「特にやむを得ない理由」等のガイドライン化に向けた検討	本日取り扱う内容
	検討事項②：最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方	
現行制度	検討事項③：現行の第一種交付金制度の見直し (1) 現行の電話のユニバーサルサービスに係る交付金制度における算定方法の見直し (加入電話のベンチマークにおける2σ) (2) 電話のユニバーサルサービスの対象拡大に伴う交付金の算定方法の検討 ● モバイル網固定電話の原価の算定方法 ● ワイヤレス固定電話の原価の算定方法	検討事項④：現行の第二種交付金制度の見直し (1) 第二種交付金の額の算定方法・算定対象について ① 法施行日より前に譲受した、法施行日より後に整備して譲受した公設設備に対する第二種交付金の交付について ② 前事業年度の収支が黒字であった場合の大幅赤字区域に係る第二種交付金の交付について ③ 新規整備・民間移行を行った場合の第二種交付金の交付の継続について ④ より迅速な第二種交付金の交付について (2) 支援区域として指定すべき区域について ① 新たに光ファイバを整備した区域を特別支援区域として指定することについて ② 海底ケーブルが必須となる離島等の区域を特別支援区域として指定することについて (3) その他

1. モバイル網固定電話のユニバーサルサービス化

- ・ ユニバーサルサービスとしての**モバイル網固定電話の技術基準**については、情報通信審議会（IPネットワーク設備委員会）において、以下の内容がとりまとめられたところ。

【技術基準に関する主な内容】

- ① **責任分界点**については、既に提供されているモバイル網を活用した固定電話の実態を踏まえ、責任分界点が基地局とTAの間にあるものと整理。
 - ② **品質**の規定ぶりについては、ユニバーサルサービスの要件（低廉性、利用可能性）を踏まえ、柔軟性を持たせることが好ましいと考えられる。
 - ③ **緊急通報機能**については、
 - ・ **短期的**には、ユニバーサルサービスとしての「低廉性」や「利用可能性」も考慮し、現行サービスの仕様での早期のサービス提供を可能とすることとする。
 - ・ **中長期的**には、コスト面・制度面等の課題や技術動向も踏まえつつ、より精度の高い位置情報やその他に提供すべき情報についての検討を進め、事業者においても実装に向けた継続的な検討を進める。その中で、住所情報、通報者が使用する0 ABJ番号及び氏名の通知についても、モバイル網を活用した固定電話の普及段階に確実に実現するように検討する。
（中長期的な検討に当たっては、携帯電話による緊急通報が大半を占める状況に鑑み、モバイル網を活用した固定電話のみに検討のスコップを限定せず議論することが適当）
 - ④ **損壊・故障対策等の設備規律**については、現行どおり、固定電話網や携帯電話網といった各区間の設備ごとにそれぞれ規律がかかることとする方向が適当。
- ・ また、情報通信審議会（電気通信番号政策委員会）において、ユニバーサルサービスとしてのモバイル網固定電話については、低廉性及び利用可能性を担保し、その効率的な提供を確保するため、**提供エリア拡大のために新たに多大な費用を要すると見込まれる「固定端末系伝送路設備の一端の番号区画内への設置」を要件とせず**、番号区画外で利用者の端末設備等が利用されないようにするための技術的措置を講ずること等を要件とすることが適当との内容がとりまとめられた。
 - ・ これらは、各社の創意工夫によって既に提供されている「モバイル網を活用した固定電話サービス」が、従来のメタル固定電話並みのサービス水準ではなくとも国民に受け入れられている現状を踏まえた上で、**ユニバーサルサービスとしてのモバイル網固定電話について、「不可欠性、低廉性、利用可能性」に最大限配慮しつつ、最低限の品質を確保しようとするもの**と考えられる。緊急通報機能についても、モバイル網固定電話の普及段階に確実に実現するよう継続的に検討する方針が示されている。
 - ・ 以上の内容は、**本委員会が一次答申で示した「技術基準検討に当たっての基本的考え方」に沿うものであると認められることから、NTT東西が卸提供を受けて提供する場合も含め、モバイル網固定電話のユニバーサルサービス化を早期に実現できるよう、総務省において必要な制度整備に着手することとしてはどうか。**

【技術基準検討に当たっての基本的考え方】（一次答申から抜粋）

メタル固定電話や携帯電話などの技術基準や緊急通報として求めている基準等も参照しながらも、

- ① 従来のメタル固定電話並のサービス水準が必要不可欠なものとして受け止められていないことや、
- ② 本サービスが各社の創意工夫によって比較的低廉に既に提供されているサービスであること、さらには、
- ③ 緊急通報受理機関側の事情等も勘案し、ユニバーサルサービスとしての三要件である不可欠性、低廉性及び利用可能性にも沿った技術基準となるよう検討を進める必要がある。

ユニバーサルサービスとしての モバイル網固定電話サービス

- ① インターネットプロトコル電話用設備及び携帯電話用設備を用いる音声伝送役務であって、当該携帯電話用設備である端末系伝送路設備の一端を特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続して提供するもの
- ② 基本料金の額が加入電話を超えない
- ③ 通常の音声伝送役務と緊急通報の双方を提供

ユニバーサルサービスとしての規律

- ①から③までに該当する役務を提供する事業者は、ユニバーサルサービスとして、契約約款の届出義務（法第19条）、提供義務（法第25条）、休廃止の周知・届出義務（法第26条の4）を負う
- ①から③までに該当する役務を提供する事業者は、当該役務に用いる設備について、技術基準の適合維持義務（法第41条）を負う
 - ・ 責任分界点については、TAを端末設備として扱い、責任分界点が基地局とTAの間にあるものと整理する
 - ・ 遅延とPOLQAを総合品質の指標とし、POLQA 3.1以上かつ遅延400ms未満（ともに95%値）を原則としつつ、POLQA 3.6以上を満たす場合、遅延を500ms未満（ともに95%値）まで許容する
 - ・ 損壊・故障対策などの設備規律については、固定電話網や携帯電話網といった各区間の設備ごとにそれぞれ既存の規律がかかることとする
 - ・ 緊急通報機能については、短期的には、現行サービスの仕様（音声伝送携帯電話番号による緊急通報やGPS・基地局の位置情報の通知）でユニバーサルサービスとしての早期の提供を可能とする
 - ・ 基本機能のファクシミリについては、他の固定電話サービスと同様、ファクシミリによる正常な送受信が行えること
- 「固定端末系伝送路設備の一端の番号区画内への設置」の要件は課さない（番号区画外で利用者の端末設備等が利用されないようにするための技術的措置等を講ずることを求める）

NTT東西が卸提供を受けて提供する場合の規律

- NTT東西の自己設置要件の例外として、NTT東西が以下の方針を定めているときは、ワイヤレス固定電話と同様の範囲で、モバイル網固定電話のための携帯電話事業者の設備の使用を認める
 - ・ 光提供区域以外の区域での提供を基本とすること。
 - ・ 光提供区域においては、以下の場合に限り提供すること。
 - イ 光電話を勧奨した上で、利用者が希望したとき
 - ロ 建物の状況等により光電話の提供が著しく不経済又は技術的に著しく困難なとき。
 - ハ 災害等により応急的に提供するとき。
- その際、設備調達の適正性確保のための具体的措置等を確認

該当すると見込まれるサービス

homeでんわ
(NTTドコモ)

ホームプラス電話
(KDDI)

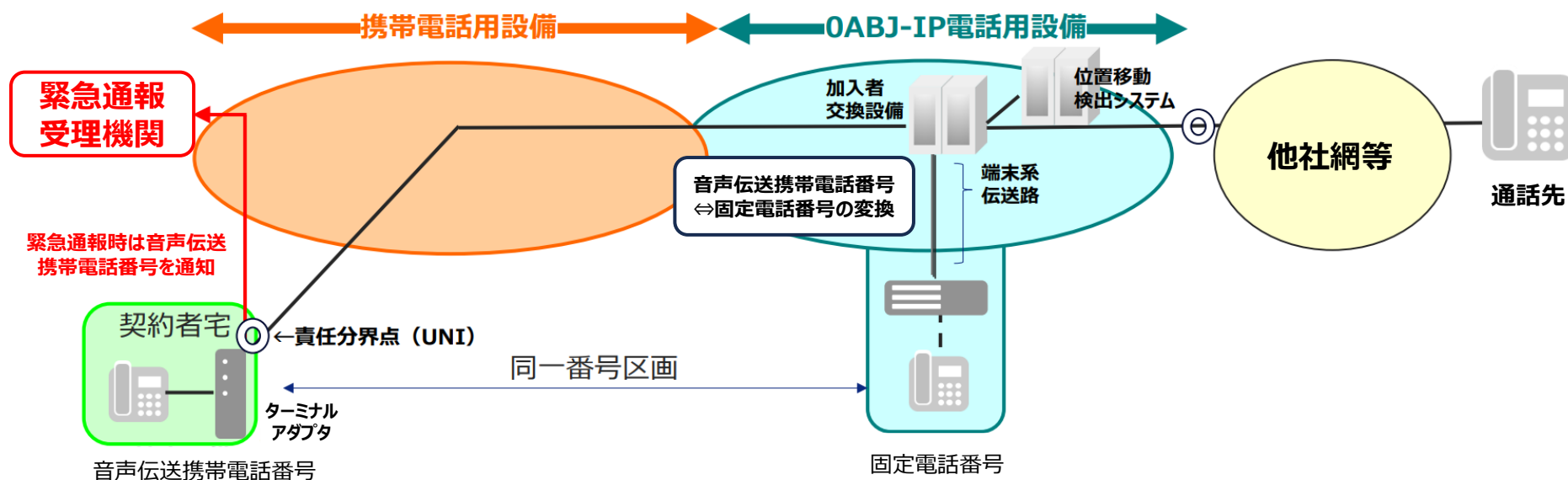
うちのでんわ
(ソフトバンク)

卸提供を受けて提供
(NTT東西)

- モバイル網固定電話は、携帯電話網を活用した固定電話サービスであり、MNO各社が現在提供中。
- NTT東西は、固定電話サービスのメタルから光・モバイルを用いたサービスへの移行に当たり、メタル固定電話の代替サービスとして、卸提供を受けてモバイル網固定電話を提供することを要望。

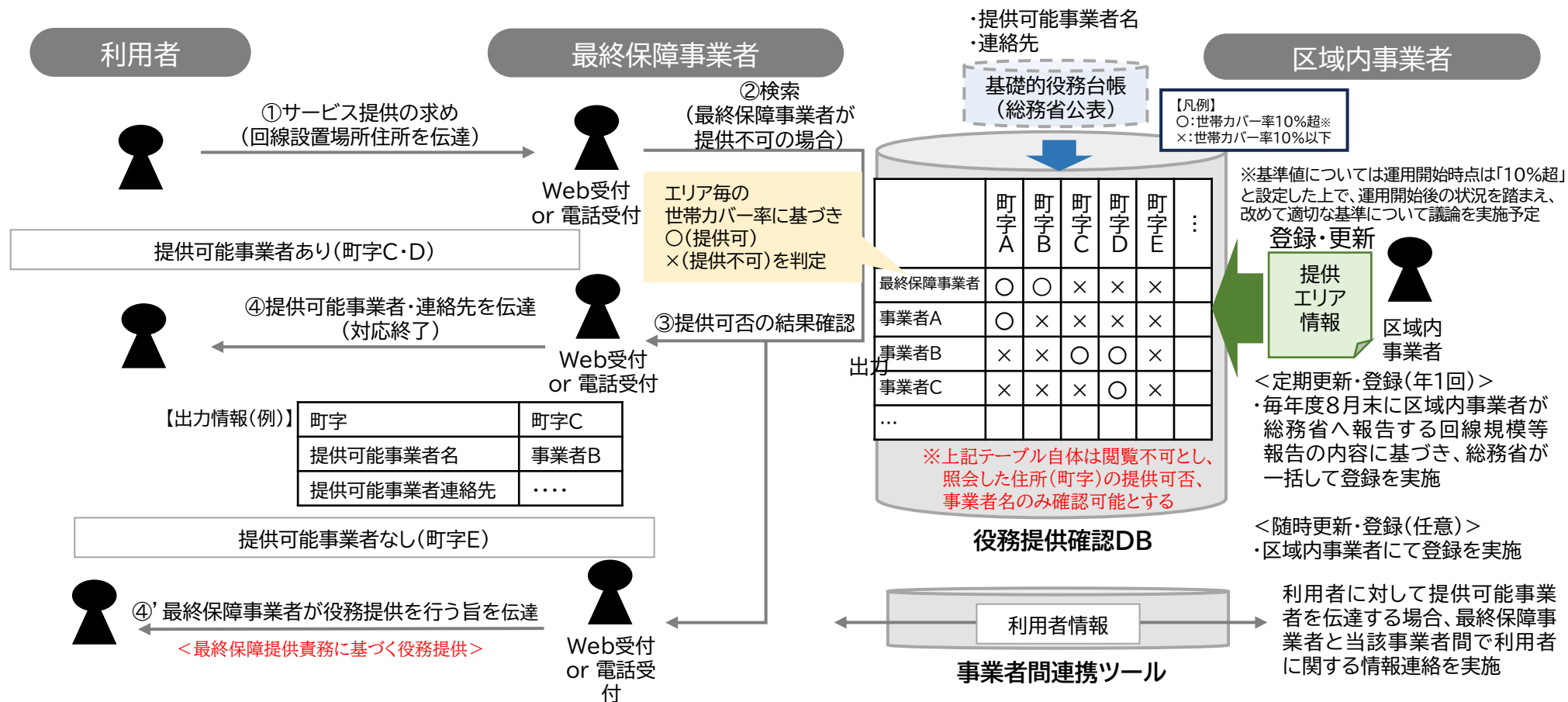
	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
サービス名	homeでんわ	ホームプラス電話	うちのでんわ
開始時期	2022年3月29日	2014年12月17日	2017年7月5日
月額料金（税込み）	1,078円～	1,463円	1,078円～
契約数	現時点で構成員限り		

<ネットワーク概要図>



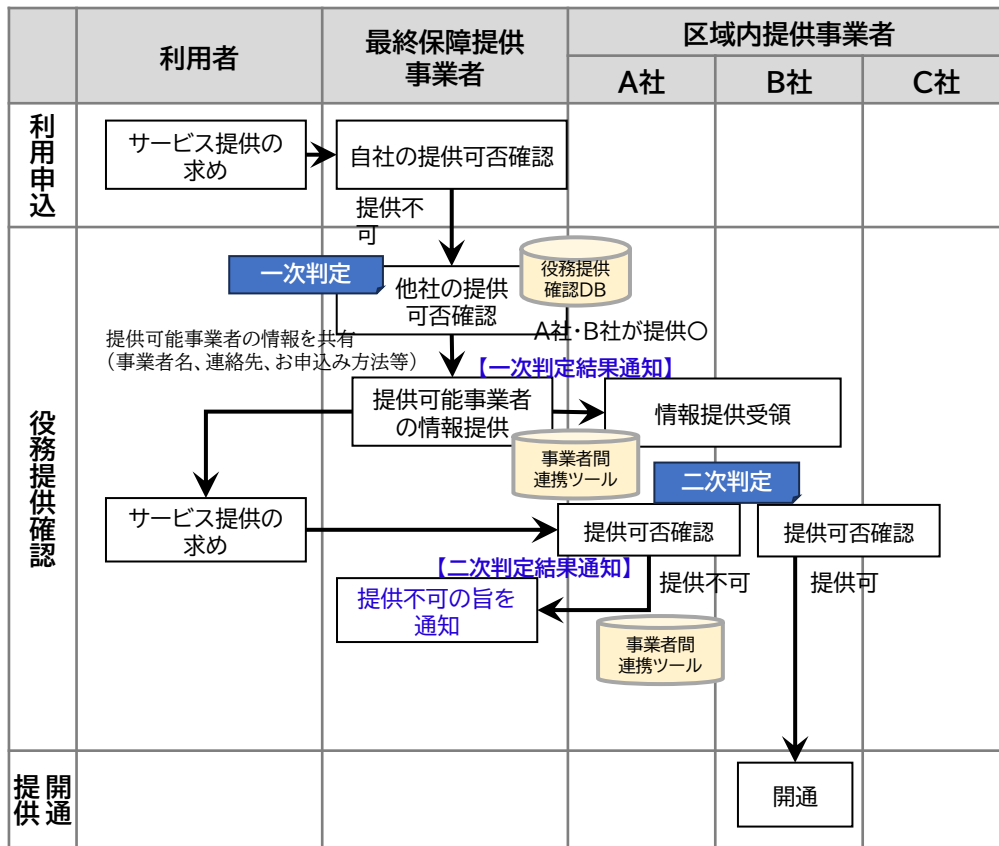
2. 役務提供確認手続

- 「最終保障提供責務に係る役務提供確認に関する事業者間会合」においては、利用者の申し込みの都度、事業者間で提供可否の確認を行うのではなく、P 8・9 の通り、**各事業者の提供エリア情報を格納した「役務提供確認DB」を構築・活用した確認方法（一次判定）**を用いることにより、**最終保障事業者・区域内事業者双方の制度運用にかかる負担の軽減**を図るとともに、**速やかな提供可否判定の実現による利用者利便の向上**を図る方向で検討が進められている。
- 上記の内容は、**事業者の負担軽減を最大限追求する**とともに、確認時間の短縮等による**利用者利便の向上をも図ろうとするもの**であると考えられることから、**基本的には妥当なものとして、この方向に沿って引き続き、総務省及び事業者において制度整備や運用の詳細の検討を進めること**としてはどうか。



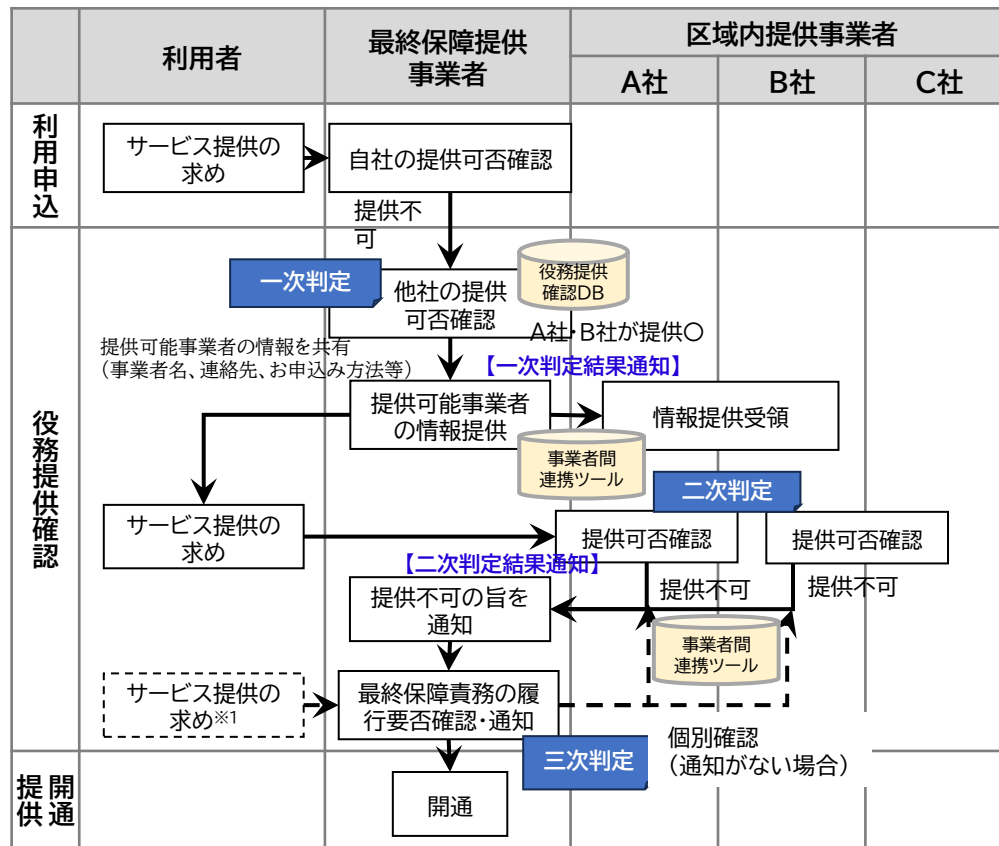
申告受領～役務提供確認～開通までの一連の対応フロー

パターン1: 提供可能事業者あり(B社)



一次判定: 最終保障事業者によるDBを用いた提供可能事業者の判定
 二次判定: 区域内事業者によるサービス提供可否の詳細確認
 三次判定: 区域内事業者が提供不可と判定した場合における最終保障事業者による最終保障提供責務の履行要否の判定

パターン2: 提供可能事業者なし(最終保障事業者にて責務履行)



※1 最終保障事業者において、最終保障提供責務の履行が確認できた場合は、最終保障事業者から利用者へ連絡を行う

- 役務提供確認手続の適正かつ円滑な履行を確保するため、総務省において、以下の内容を規定する方向で総務省令等の制度整備を検討してはどうか。

- 1) **法第25条の3第1項から第3項までの手続**について、以下に定めるところにより行わなければならない。
 - ① 最終保障事業者は、サービス提供の求めがあった場合には、特段の事情がある場合を除き、**1営業日以内**に、区域内事業者への**確認を開始**しなければならない。
 - ② 区域内事業者は、最終保障事業者から確認を受けたときは、特段の事情がある場合を除き、**3営業日以内**に、最終保障事業者に対して役務提供をするかどうかの**回答**をしなければならない。
 - ③ 最終保障事業者は、
 - (1) 提供する**区域内事業者がいる**場合は、特段の事情がある場合を除き、回答から**1営業日以内**に、**利用者に通知**しなければならない。
 - (2) **全ての区域内事業者から提供しない**との回答を受けたときは、特段の事情がある場合を除き、**1営業日以内**に、利用者に対して、最終保障提供**責務の履行の可否を通知**しなければならない。

※ 区域内事業者による二次判定プロセスは、通常の基礎的電気通信役務の提供の求めに対する第25条等の規律の適用を受けるものとし、役務提供確認に係る第25条の3の規律の範囲外とする。
- 2) **最終保障事業者と区域内事業者**は、役務提供確認を適正かつ円滑に行うため、下記の事項を**取り決めなければならない**。
 - ・ 上記1)に定めるところに従い、**共通の方法**により法第25条の3第1項から第3項までに規定する手続を行うこと。
 - ・ **各事業者の情報**及び提供の求めに係る**利用者の情報**について、関係法令を遵守し、**適正に取り扱う**こと。
 - ・ **利用者の負担軽減**を図るため、利用者に適時に適切な情報を提供することその他利用者利益の確保のための措置を講じること。
- 3) 最終保障事業者（区域内事業者）は、区域内事業者（最終保障事業者）が**1)又は2)に違反したと認められる相当の理由**があるときは、速やかに、**総務大臣にその旨を報告**しなければならない。

※ 報告を受けた総務大臣は、事業法に基づく一般監督権限に基づき、報告徴求・行政指導その他必要な措置を講じる。

- **役務提供確認DBの構築・運用の業務**については、これまでの事業者間会合において、**法令で定める役務提供確認及び確認に対する回答の義務を効率的に履行するためのもの**であり、最終保障事業者及び区域内事業者**双方にとって利益となるもの**であるという性質を踏まえて、当該業務とその費用の扱いについての整理が図られることが適当ではないかとの事務局の問題意識が示されたが、参加した事業者からは特段の異論は示されなかった。
- こうした経過を踏まえ、役務提供確認DBの構築・運用の業務の性質について、**事業者間での検討の結果、上記のとおり整理されたもの**として、総務省として以下のとおり制度面での整理を図ることとしてはどうか。
- **制度面での整理（案）**

- ・ 役務提供確認DBの構築・運用は、**最終保障提供責務に係る制度を円滑に運用するためのもの**であり、「最終保障提供責務に対応するユニバーサルサービス」を含めた**「交付金の交付」の円滑な遂行に資するもの**である。
- ・ 役務提供確認DBは、**すべての最終保障事業者及び区域内事業者が利用**することを想定して、その**負担を軽減**することを目的として構築・運用するものであることから、ユニバーサルサービスを提供する**全ての事業者の利益にかなうもの**である。
- ・ したがって、役務提供確認DBの構築・運用の業務は、その性質上、**ユニバーサルサービスの提供の確保に寄与することを目的とする基礎的電気通信役務支援機関による「交付金の交付」に附帯する業務**（改正事業法第107条第5号）**として位置付けることが適当**と考えられる。
- ・ もっとも、附帯業務としての**性質上、その規模は相当程度以下**であることが求められる（基本業務である「交付金の交付」の規模を凌駕するに至るようなものは附帯業務に当たらない）ため、基礎的電気通信役務支援機関が役務提供確認DBの構築・運用の業務を行うに当たっても、**役務提供確認や最終保障提供責務が生じる見通し等を踏まえた必要かつ合理的な範囲**とすることが求められる。

3. ユニバーサルサービスに係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン（仮称）

【制度運用の基本的考え方】

- ・ **最終保障提供責務の導入**は、ユニバーサルサービスの確保について専らNTT東西に任せる構造からの転換を図り、NTT東西を含む複数の電気通信事業者が連携することによって、サービスを希望する全ての人々に、電話及びブロードバンドのユニバーサルサービスをなるべく効率的に提供しようとするもの。
- ・ そのため、本ガイドラインは、**ユニバーサルサービスを提供する全ての電気通信事業者**に対して、各電気通信事業者の**企業努力**や最終保障電気通信事業者との**協力関係の構築**によるユニバーサルサービスの**提供範囲を最大化**し、交付金制度との両輪による「**ユニバーサルサービス制度の最適解**」を実現することを旨とした指針を示すもの。

【各論のポイント】

① ユニバーサルサービスの「提供の求め」

⇒ 地域住民の需要を踏まえた地方公共団体による光ファイバ等整備の要望についても「提供の求め」に該当しうることを明確化

② ユニバーサルサービスの提供を拒否できる「正当な理由」

⇒ 「経営上の理由」に当たるもの、当たらないものについて、制度運用の予見可能性を高めるため、極力具体化

③ 近隣電気通信事業者による最終保障電気通信事業者への「必要な協力」

⇒ 「必要な協力」として想定される具体例について、協力関係の構築を推進する観点から、極力具体化

⇒ 「協定等の締結のための協議」を拒否できる「正当な理由」について、制度運用の予見可能性を高めるため、極力具体化

⇒ 「必要な協力」の対価は、当事者間の協議に委ねることを基本とし、「適正な原価・利潤」に基づく裁定ルールを整備

④ 最終保障電気通信事業者が最終保障電気通信役務の提供を拒否できる「特にやむを得ない理由」等

⇒ 「特にやむを得ない理由」は、地理的条件等の客観的な状況に限定し、制度運用の予見可能性を高めるため、極力具体化

⇒ 「正当な理由」は、②の「正当な理由」のうち、法律上除外されている「経営上の理由」以外のものと同様と整理

（最終保障電気通信事業者の提供義務）

第二十五条の二 最終保障電気通信事業者は、その最終保障業務区域において、当該最終保障業務区域に係る基礎的電気通信役務の届出契約約款に定める料金その他の提供条件による**基礎的電気通信役務の提供の求め**があつた場合において、当該提供の求めに係る提供場所において当該基礎的電気通信役務に係る同一区分基礎的電気通信役務を提供する区域内電気通信事業者がいなときは、経営上の理由がある場合であつても、当該同一区分基礎的電気通信役務のうちいずれかの基礎的電気通信役務の提供を開始しなければならない。ただし、当該提供の求めをした者がこれを拒んだ場合又は当該提供場所の特殊性その他の事情に照らして特にやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

2・3（略）

（ガイドラインに記載する事項（案））

- ・「提供の求め」は、**典型的には、個々のエンドユーザー**からの「固定電話・ブロードバンドを提供してほしい」との申込みが想定される。
- ・このほか、**地方公共団体**から、地元住民に対して固定電話・ブロードバンドの役務を提供してほしいとの申込みがあつたときも、**個々の地元住民からの役務提供の求めが具体化している場合は、「提供の求め」に該当する**。この場合は、最終保障電気通信事業者は、個々の地域住民が役務提供を求める「提供場所」において、固定電話・ブロードバンドを提供する区域内電気通信事業者がいるかどうかの確認（役務提供確認）を行うこととなる。

（基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者等の提供義務）

第二十五条 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、当該基礎的電気通信役務の提供の相手方と料金その他の提供条件について別段の合意がある場合を除き、**経営上の理由**（当該基礎的電気通信役務の提供により生ずると見込まれる収益及び当該提供に要すると見込まれる費用の額その他の事情を勘案して当該提供をしないことが経営上合理的であることをいう。次条第一項及び第二項ただし書において同じ。）**又はその他の正当な理由**がなければ、その業務区域における届出契約約款に定める料金その他の提供条件による当該基礎的電気通信役務の提供を拒んではならない。

2（略）

（ガイドラインに記載する事項（案））

ア「経営上の理由」

- ・ 自らの**業務区域内の追加的な需要**に応じようとする、当該需要に応えるための**提供コストに見合う収益が見込めないことが、典型的なものとして考えられる。**
- ・ 一方、各電気通信事業者の企業努力によるユニバーサルサービスの提供範囲を最大化するとの制度運用の基本的考え方を踏まえると、**追加的な需要に応じるための合理的な対応を行った上でなお、当該需要に応えるための提供コストに見合う収益が見込める**ときは、正常な企業努力の範囲内にあるものとして、原則として※、「**経営上の理由**」には当たらない。

※ 提供しないとの経営判断の要素として「その他の事情」があるときは、例外的に、「経営上の理由」に当たりうる。

- ・ 「追加的な需要に応じるための**合理的な対応**」としては、例えば、①提供場所における**光ファイバの敷設や引き込みが可能かどうかについて調査**を行う、②利用者側の端末の設置場所を工夫する、レピータを設置する等により**通信環境の改善**を図る、③**工事等**の人員不足が見込まれる場合は**体制や工期を調整**する等が考えられる。このような**調査・検討を尽くさないまま提供しないと判断**することは「追加的な需要に応じるための合理的な対応」を行ったとは言えず、そのような場合は「**経営上の理由**」には当たらない。

イ「その他の正当な理由」

- ・ 「**天災、地変、事故等**により、電気通信設備に故障を生じ役務提供が不能の場合」は、不能となった原因が解消されるまでの間、「**正当な理由**」に当たる。
- ・ 「**料金滞納者**に対する場合」は、料金の滞納が解消されるまでの間、「**正当な理由**」に当たる。
- ・ 「その申込みを承諾することにより**他の利用者に著しい不便**をもたらす場合」とは、例えば、大量のトラフィックを生じる蓋然性のある利用者から提供の求めがあり、その申込みを承諾すれば多大な回線使用に伴う輻輳等により他の利用者の円滑な通信を妨げるおそれがある場合などが考えられる。「**著しい不便をもたらす**」状態が解消されるまでの間、「**正当な理由**」に当たる。

(最終保障電気通信役務の円滑な提供のための協力)

第二十五条の四 近隣電気通信事業者 (最終保障電気通信役務の提供場所 (第二十五条の二第三項第三号に規定する提供場所をいう。) が所在する地域単位区域又はその近隣の地域単位区域の全部又は一部を業務区域の範囲に含む電気通信事業者であつて、当該最終保障電気通信役務を提供する最終保障電気通信事業者 (同項第一号に規定する最終保障電気通信事業者をいう。以下同じ。) 以外の電気通信事業者をいう。次項及び次条第一項において同じ。) は、**最終保障電気通信事業者による最終保障電気通信役務の円滑な提供に必要な協力**をしなければならない。

2 近隣電気通信事業者は、最終保障電気通信事業者から前項に規定する協力に関する協定 (第三十五条第一項に規定する接続に関するものを除く。) 又は契約 (第三十八条の二第二項に規定する特定卸電気通信役務の提供に関するものを除く。) (次条第一項及び第百五十六条第三項において「協定等」という。) の締結に関する協議の申入れがあつたときは、**正当な理由がある場合**を除き、当該協議に応じなければならない。

(ガイドラインに記載する事項 (案))

- ・「**近隣電気通信事業者**」とは、最終保障電気通信役務の提供場所が所在する市区町村のほか、**最終保障電気通信事業者が最終保障電気通信役務の提供のために電気通信設備等の設置が必要と認める市区町村の全部又は一部を業務区域の範囲に含む電気通信事業者** (最終保障電気通信事業者を除く。) を指すものとする。
- ・「**必要な協力**」は、近隣電気通信事業者の**既存の電気通信設備等を用いて行うこと**を基本とし、**典型的**には以下のものが考えられる※。
 - ①近隣電気通信事業者の保有する**光ファイバ (予備芯線)**等の貸出し
 - ②最終保障電気通信事業者が近隣電気通信事業者の光ファイバと**相互接続する装置等を設置するためのコロケーション**の提供
 - ③最終保障電気通信事業者が光ファイバの敷設を行う際に必要となる近隣電気通信事業者の保有する**線路敷設基盤 (電柱・管路等)**の貸出し

※もともと、「必要な協力」のうち接続や特定卸電気通信役務の提供に関するものについては、協議や紛争処理について既存の制度枠組みを適用。
- ・近隣電気通信事業者が協議に応じることを拒否できる「**正当な理由**」については、以下のとおりとする。
 - ①「**近隣電気通信事業者が行う電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき**」
典型的には、コロケーションや共架のスペースに空きがなく (冗長性確保や災害への備えのため予備として確保している設備等であつて、現に使用している又は使用する見込みがある場合を含む。) 、協力すれば自らの電気通信役務に影響が生じるような場合も想定され、そのような場合には、影響の原因が解消されるまでの間、「正当な理由」に当たる。
 - ②「**近隣電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき**」
典型的には、協力する際には電気通信設備等の新設や改修が必要と見込まれることが明らかであり、協力すれば自らの経営に支障を及ぼすような場合が想定される。なお、近隣電気通信事業者の経営判断の範囲内で、将来的な活用可能性も勘案する等により、協議に応じ、最終保障電気通信役務の円滑な提供にも資する電気通信設備等の新設や改修を行うことを妨げるものではない。
 - ③「**協力に関し最終保障電気通信事業者が負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき**」
典型的には、「負担すべき金額」について協議が調わず、協定等を締結したとしても最終保障電気通信事業者から支払われる見通しが立たず協議を中断し、又は打ち切るような場合が想定され、中断・打ち切りの原因が解消されるまでの間、「正当な理由」に当たる。

※なお、事業者間における「協力」に関する標準的な対応フロー等の今後の検討状況に応じて、その結果をガイドラインに反映することを想定。

（最終保障電気通信役務の円滑な提供のための協力に関する命令等）

第二十五条の五 （略）。

2 第三十五条第三項から第十項までの規定は、前条第一項に規定する協力について準用する。（略）

※ 第25条の5第2項による読替え後

（電気通信設備の接続に関する命令等）

第三十五条

3 第二十五条の四第一項に規定する協力に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は協力の条件その他第二十五条の四第二項に規定する協定等（以下この項及び次項において単に「協定等」という。）の細目について当事者間の協議が調わないときは、近隣電気通信事業者（同条第一項に規定する近隣電気通信事業者をいう。）と協定等を締結しようとする最終保障電気通信事業者は、総務大臣の裁定を申請することができる。ただし、当事者が第百五十六条第三項において準用する第百五十五条第一項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

4 前項に規定する場合のほか、第二十五条の五第一項の規定による命令があつた場合において、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は協力の条件その他協定等の細目について、当事者間の協議が調わないときは、当事者は、総務大臣の裁定を申請することができる。

5～10 （略）

（ガイドラインに記載する事項（案））

- ・ 協力の対価を含む「**協定等の細目**」については、個別具体的な状況に応じた最終保障電気通信事業者と近隣電気通信事業者との間の**協議に委ねることを基本**とする。
- ・ その上で、協力の対価について**当事者間の協議が調わないときは、総務大臣は、「適正な原価」に「適正な利潤」を加えることを対価の額の基準とする**との方針を基本として**裁定を行うこと**とする。
- ・ 近隣電気通信事業者による協力に関する紛争処理について、既存の制度枠組みが適用できないものは、主として電気通信設備以外の設備の貸出しが想定されること等を踏まえ、新たに整備する裁定制度における「適正な原価」等の算定に当たっては、電柱・管路等に関するガイドラインを参照して、**協力に係る設備の減価償却費及び保守運営費に、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を加えた額**とすることを原則とする※。
- ・ 裁定に当たっては、「適正な原価」等の算定のため、**協定等の締結に至ったケースでの実績値等**、算定根拠となるような**データの提供**を最終保障電気通信事業者及び近隣電気通信事業者に対して求めることとする。

※ なお、協力に係る設備の内容や近隣電気通信事業者におけるコスト算定の運用状況等の個別具体的な事情に照らして適当であると認められるときは、「適正な原価」等の算定について、第一種指定電気通信設備接続料規則に規定する接続料の算定方法その他の公正妥当な方法により算定を行うことも可能とする。

電柱・管路等の使用に係る設備使用料の算定方法

- 「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」（平成13年4月（令和7年3月最終改正）総務省）においては、設備使用料の原価について、「原則として、**減価償却費及び保守運営費に、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算定**するもの」としている。

$$\text{設備使用料の原価} = \text{減価償却費} + \text{保守運営費} + \text{他人資本費用} + \text{自己資本費用} + \text{利益対応税}$$

(設備コスト) (適正報酬額)

- その上で、同ガイドラインでは、設備使用料の実際の算定方式として、上記により算定された原価をベースに、(1)設備量により按分するパターンと(2)価額により按分するパターンが示されている。

(参考) 接続制度

- 「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」（平成30年1月16日総務省）においては、金額について「当事者間で別段の合意がない場合には、市場における競争状況等を勘案し、能率的な経営の下における**適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本**とする」とされている。
- また、同方針において、上記原価等の算定のため、「接続に関して生じる費用等、**算定根拠となるようなデータの提供を関係当事者に対して求める**こととする」とされている。
- 第一種指定電気通信設備との接続に係る接続料については、「能率的な経営の下における**適正な原価に適正な利潤を加えた金額を算定するもの**」（事業法第33条第4項第2号）として、第一種指定電気通信設備**接続料規則**（平成12年郵政省令第64号）において「一般法定機能に係る接続料の原価及び利潤」について**以下の算定方法**が定められている。

$$\text{接続料原価} = \text{第一種指定設備管理運営費} + \text{他人資本費用} + \text{自己資本費用} + \text{利益対応税} + \text{調整額}$$

(設備コスト) (適正報酬額)

接続会計規則等に定める「設備区分別費用明細表」に記載された費用を基礎とする

(最終保障電気通信事業者の提供義務)

第二十五条の二 最終保障電気通信事業者は、その最終保障業務区域において、当該最終保障業務区域に係る基礎的電気通信役務の届出契約約款に定める料金その他の提供条件による基礎的電気通信役務の提供の求めがあつた場合において、当該提供の求めに係る提供場所において当該基礎的電気通信役務に係る同一区分基礎的電気通信役務を提供する区域内電気通信事業者がいないときは、経営上の理由がある場合であつても、当該同一区分基礎的電気通信役務のうちいずれかの基礎的電気通信役務の提供を開始しなければならない。ただし、当該提供の求めをした者がこれを拒んだ場合又は当該提供場所の特殊性その他の事情に照らして特にやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

2 最終保障電気通信事業者は、区域内電気通信事業者により前項に規定する提供の求めに係る提供場所において当該同一区分基礎的電気通信役務が提供されるまでは、同項の規定により開始した基礎的電気通信役務の提供を継続しなければならない。ただし、当該基礎的電気通信役務の提供の相手方の同意がある場合又は正当な理由（経営上の理由を除く。）がある場合は、この限りでない。

3 (略)

(ガイドラインに記載する事項（案））**ア「特にやむを得ない理由」**

- ・ サービスを希望する全ての人々にユニバーサルサービスを提供するという最終保障提供責務の制度趣旨を踏まえ、「提供場所の特殊性その他の事情」を、**最終保障電気通信事業者の努力のみではどうにもならない地理的条件等の客観的な状況に限定した上で、社会通念上、最終保障電気通信事業者にユニバーサルサービスを提供させることが著しく困難又は不相当と認められる場合とする。**

①「地形・建物の特殊性等により提供が不能である場合」

典型的には、切り立った崖の上等の設置が著しく困難な場所や、建物の構造上の問題（装置設置スペースや配管の確保が困難、強度上穴あけ工事が不可等）又は所有者若しくは利用者の承諾が得られないことにより設置が著しく不経済又は技術的に著しく困難な場合が想定され、土地・建物の改良等により原因が解消されるまでの間は「特にやむを得ない理由」に当たる。

②「工事施工者の安全確保が図れない場所への提供の求めがあつた場合」

典型的には、アスベスト住宅、天然ガス・放射能等の発生区域への役務提供の求めがあつた場合や、積雪や獣害出没区域等の作業員の安全上のリスクがある場所での施工が必要な場合が想定され、融雪等によって安全確保に支障がなくなるまでの間は「特にやむを得ない理由」に当たる。

※ その他、設備の技術的・物理的な制約（伝送距離等）により提供が不能である場合、又は事業者に起因しない要因により、その提供の求めに応じることによって円滑な役務の提供に支障が及ぶと判断される場合については、これらの事象が解消されるまでの間は「特にやむを得ない理由」に当たる。

※ 現に人が定住していない「非居住拠点」への提供の求めがあつた場合は、住民票がない等などの形式で判断するのではなく、例えば二地点居住やリモートワーク拠点など、社会生活を営む上で通信手段を確保すべき利用実態が認められる限り、「特にやむを得ない理由」には当たらない。

イ「正当な理由（経営上の理由を除く。）」

- ・ ユニバーサルサービスの提供を拒否できる「その他の正当な理由」（第25条）と同様とする。